令和7年9月13日 令和7年10月23日更新 令和7年11月11日更新 横浜創英中学・高等学校

横浜創英中学・高等学校における後援会等会費の横領事案について(概要)

1 概 要

本校の事務室に勤務する元嘱託事務職員(男性 30 代、以下「本人」という。)が、自己の遊興費等に充てる目的で、令和 2 年度から 7 年 6 月にかけて担当していた、保護者会である「後援会」、「クラブ活動を応援する友の会」及び同窓会の「みどり会」の会計処理(注)において、銀行に現金払い出しを依頼する際、実際に使用する金額以上の虚偽の金額を請求するなどして、その一部を横領した。

また、それぞれの会の各年度決算書の作成にあたって預金通帳の額と決算額が合うように決算書を改 ざんした。

(注)「後援会」等の会計など事務処理については、それぞれの会から学校に委託されている。

学校の調査により、判明している横領額は約5千7百万円(後援会費約1,900万円、友の会費約3,700万円、みどり会費約90万円)である。なお、本人の代理人弁護士からは、本人が認めている年度及び金額と学校の調査結果とは若干の齟齬があるとの申立てがあった。

2 経 緯

| 時期(令和7年) | 概 要 |
|-----------|---------------------------------------|
| 6月19日(木) | ・ 本人が学校に報告し、事案が発覚。 |
| 6月26日(木) | ・ 学校が本人から事情聴取。本人からは、いつからいくら横領したか自分でも判 |
| 6月30日(月) | らないとしつつも、横領した事実を認めるとともに全額を返済する旨の顛末書を |
| | 校長等に提出した。 |
| | ・ 併せて、7年度と6年度の横領額の一部の金額を本人と学校により確認し、以 |
| | 後の横領額確定のための学校の調査に協力することを約した。(学園の顧問弁護 |
| | 士からは、学校による被害額の確定が必要との助言があった。以後事案への対応 |
| | は、すべて顧問弁護士の助言を得て進めている。) |
| 7月1日 (火) | ・ 本人の代理人弁護士から、本人の事情により学校に赴くことは難しい旨の連絡 |
| | があった。 |
| | ・ 以後、校長からは、代理人弁護士立ち合いの下での本人の来校要請や本人が認 |
| ~ | めている7年度と6年度の一部金額の早期返済などを代理人弁護士に依頼して |
| | きた。 |
| 8月5日 (火) | ・ 学校の調査としての横領金総額を確定させ、本人の代理人弁護士に、学校が調 |
| | 査した被害総額の確認及びその全額の返済について、8月31日(日)までの回答 |
| | を要請する文書を送付した。 |
| 8月15日(金) | ・ 学校の調査による横領額が確定したので、私立高校を所管する神奈川県に事案 |
| | の概要を報告した。 |
| 8月22日(金) | ・ 神奈川警察署に被害届の提出について相談した。 |
| 8月26日 (火) | ・ 学校法人堀井学園を所管する文部科学省に事案の概要を報告した。 |

| 8月29日(金) | ・ 本人の代理人弁護士から、学校の調査結果とは年度及び金額について若干の齟 |
|-----------|--|
| | 齬はあるが、大筋で本人が認めている金額については返済する意思がある。また、 |
| | 一定額を本人が用意したが、その余は分割での返済を目指す、などの回答を収受 |
| | した。 |
| 9月11日(木) | ・ 神奈川警察署に被害届を提出した。 |
| 9月12日(金) | ・ 本人を懲戒解雇した。 |
| 9月13日(土) | ・ 保護者説明会を開催した。 |
| | ・ 保護者説明会終了後、ホームページで事案の概要を公表した。(以下、令和7年 |
| | 10月23日更新) |
| 9月18日(木) | ・ 本事案を踏まえた、再発防止策を策定した。 |
| 9月24日 (水) | ・ 理事会を開催した。 |
| 9月30日(火) | ・ 関係者への処分を実施した。 |
| 10月7日(火) | ・評議員会を開催した。 |

3 事案の主な原因

- (1) 本人の行為はもとよりであるが、事務室内において、事務長等が本人から払出伝票の金額の申し出を受けるときに、その内容を積算資料などにより確認することなく申し出額の現金を銀行から引き出し、本人に渡していたことなど、本来行われるべき管理監督者や他の担当者によるチェック機能等が不備であったこと。
- (2) また、事務室内の事務分担が長期にわたり固定化していたことや担当者相互で日常的にダブルチェックを行える体制等となっていなかったことなど。

4 今後の対応

- (1) 横領額の全額返済に向けて法的な手段を講じつつ本人に求償していく。
- (2)会計処理におけるダブルチェックなど当面の対応は既に実施済みであるが、さらに十分な再発防止 策を策定し徹底していく。
- ・ 9月18日付で会計処理及び執行体制にかかる再発防止策を策定した。
- ・ 会計処理における改善のポイントとしては、任意団体の預り金も学校法人会計と同様にチェック体制 等を強化するとともに「現金の取扱い」から「振り込み」への早急な移行を図る。併せて学校管理職と 法人事務局により半期ごとの自主検査を実施し事務処理の確実性を担保する。
- ・ 執行体制の整備のポイントとしては、事務室内の担当事務の一定期間ごとのローテーションの実施と 円滑な業務遂行に必要な人員体制の整備を図る。併せて学校管理職の事務室業務に対する関与の強化と 役割を明確化する。(令和7年10月23日更新)
- (3) 学校関係者それぞれの責任を明らかにするなど厳正に対応する。
- ・9月30日付で校長、事務長については懲戒処分を実施し、その他の管理監督者についても厳重注意処分とした。併せて、学校法人の前理事長及び現理事長についてもそれぞれの職責に鑑み、給与の一部を自主的に返上することとした。(令和7年10月23日更新)
- (4) 横領された金額について学校の責任として法人会計からそれぞれの会に補填する。

5 校長からのお詫び

保護者の方々から学校を信頼していただき、生徒の教育活動支援のためにお預かりをしていた私費の一部を、長年にわたって、元事務職員によって横領されていたことについて、事務室の業務を含め、学校の責任者である校長として深くお詫びを申し上げます。

大切な生徒をお預かりし、未来に向けて育んでいく学校という教育の場で、このような事案が起きた事態を重く受け止めていく所存です。今後は信頼の回復に全力を尽くし、二度とこうした事案を引き起こすことのないよう、再発防止について万全を期してまいります。

- 10月15日(水)、神奈川県に「事故報告書」(最終報告)を提出し、同日、文部科学省に同様の報告 を行った。(令和7年10月23日更新)
- 本事案については、学校が確定した被害金額の全額返済に向けた学園顧問弁護士による相手方の代理人弁護士との交渉の結果、11月4日(火)に全額が返済されました。今後、警察への被害届を取り下げます。こうした事案が二度と生じないよう再発防止に取り組んでまいります。(令和7年11月11日更新)

[問い合わせ先] (全体について) 横浜創英中学・高等学校 校長 本間 朋弘 TEL: 045-421-3121 (処分について) 学校法人 堀井学園 法人事務局長 武元 和彦 TEL: 045-421-3126